

札幌市ゼロエミッション自動車購入等補助要綱

平成23年3月16日環境局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、ゼロエミッション自動車又はV2H充電設備を購入、設置又は貸渡し（以下「購入等」という。）をする者、及び基礎充電設備を設置する者に対し、その費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、もってゼロエミッション自動車の普及促進を図り、温室効果ガスの排出削減と本市の大気環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものであって、道路運送車両法第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けたもののうち、原動機付自転車以外のものであって、検査対象外軽自動車（二輪のもの、カタピラ及びそりを有するもの、被牽引のもの）及び小型特殊自動車を除くものをいう。
- (2) 「軽自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- (3) 「ゼロエミッション自動車」とは、電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (4) 「電気自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (5) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド車であることが記載されているものをいう。
- (6) 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。
- (7) 「V2H充電設備」とは、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）並びに燃料電池自動車から電力の取り出し及び電気自動車等に充電する装置をいう。
- (8) 「基礎充電設備」とは、電気自動車等の保管場所に設置される充電設備であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 普通充電設備（漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。）
 - イ 充電用コンセント（電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。）
 - ウ 充電用コンセントスタンド（イの充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。）
- (9) 「年度」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条に規定する会計年度をいう。
- (10) 「集合住宅」とは、一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅をいう。
- (11) 「一般乗合旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する事業をいう。

- (12) 「一般貸切旅客自動車運送事業」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する事業をいう。
 - (13) 「一般貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する事業をいう。
 - (14) 「特定貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する事業をいう。
 - (15) 「貨物軽自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する事業をいう。
 - (16) 「第二種貨物利用運送事業」とは、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する事業をいう。
 - (17) 「旅客自動車運送事業」とは、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
 - (18) 「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業をいう。
 - (19) 「リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として行う自動車の貸渡しを業とする者又は借受人をV2H充電設備の使用者として行う貸渡しを業とする者をいう。
 - (20) 「市民」とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている未成年者を除く者をいう。
 - (21) 「国等」とは、国、地方自治法第157条に規定する公共的団体等、地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第7項に規定する公益法人等、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第5号から第7号に掲げる法人、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条に規定する出資団体等、その他市長が特に公共的性格を有すると認める団体をいう。
 - (22) 「登録等」とは、道路運送車両法第4条に規定する登録及び同法第61条第1項後段に規定する車両番号の指定をいう。
 - (23) 「抹消登録等」とは、道路運送車両法第15条第1項第1号の規定に基づく永久抹消登録（自動車の用途を変更したときの永久抹消登録を除く。）、同法第16条第2項第1号の規定に基づく一時抹消登録を受けた自動車が減失した等の旨の届出（自動車の用途を廃止した旨の届出を除く。）、及び同法第69条第1項の規定に基づく自動車検査証の返納（軽自動車に係る同項第1号及び第2号の事由によるものに限る。）をいう。
 - (24) 「高年式自動車」とは、登録等を受けた日（車両番号の指定にあつては月）から起算して13年を超えた自動車をいう。
 - (25) 「経済産業省補助金」とは、補助金申請年度の一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（車両・充電インフラ等導入事業）のうち、マンション等への充電設備設置事業（基礎充電）を対象とした補助金をいう。
 - (26) 「再エネ100%電力プラン」とは、さっぽろ再エネ電力公表・認定制度実施要綱第5条に規定する参加小売電気事業者が提供する電力メニューであつて、1年間の総電力供給量のうち再生可能エネルギー電力の比率が100%となるものをいう。
- （補助対象自動車等）

第3条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の要件を満たすゼロエミッション自動車とする。

- (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所となる自動車であること
 - (2) 補助金の交付を受けるにあたり、新車として新たに購入する自動車であること
- さらに、リース事業者が貸し渡すために購入する自動車にあつては、その貸渡料金を

（消費税額及び地方消費税額を除く。）に補助金（他団体等の補助金を含む。）の交付額相当分の値下がり、リース契約期間内に反映される自動車であること

(3) 4年間以上使用する自動車であること

(4) 自動車検査証の登録又は検査の年月日が、令和7年2月19日から令和8年2月18日までの日付となる自動車であること

2 補助の対象となるV2H充電設備（以下「補助対象V2H充電設備」という。）は、次の要件を満たす設備とする。

(1) 事業者が市内にて管理又は保有する建物に設置するV2H充電設備、又は市民が自宅に設置するV2H充電設備であること

(2) 補助金の交付を受けるにあたり、新品として新たに購入し、設置しようとする設備であること

さらに、リース事業者が貸し渡すために購入する設備にあつては、その貸渡料金（消費税額及び地方消費税額を除く。）に補助金（他団体等の補助金を含む。）の交付額相当分の値下がり、第11条第2項に規定する処分制限期間内に反映される設備であること

(3) 設置後、5年間以上使用する設備であること

(4) 設置年月日が、令和7年2月19日から令和8年2月18日となる設備であること

3 補助の対象となる基礎充電設備（以下「補助対象基礎充電設備」という。）は、次の要件を満たす設備とする。

(1) 市内の集合住宅に属する駐車場に設置する基礎充電設備であつて、当該集合住宅の居住者が使用する設備であること（基礎充電設備を設置する者のみが使用するものを除く。）

(2) 補助金の交付を受けるにあたり、新品として新たに設置しようとする設備であること

(3) 設置後、5年間以上使用する設備であること

(4) 設置年月日が、令和7年2月19日から令和8年2月18日となる設備であること

（補助の対象者）

第4条 前条第1項及び第2項に係る補助の対象となる者は、補助対象自動車又は補助対象V2H充電設備（以下「補助対象自動車等」という。）を購入し、所有しようとする者であつて、次の要件を満たす者又はその補助対象自動車等を次の要件を満たす者に貸渡しをしようとするリース事業者とする。

(1) 国等を除く法人又は個人

(2) 市内において原則として1年以上引き続き同一の事業を経営する者あるいは市民

(3) この要綱の規定による補助を受けて購入した補助対象自動車等を、第11条第2項に規定する処分制限期間を超えて使用することが可能であると認められる者

(4) 札幌市税を滞納していない者

(5) 補助対象自動車等について本市の他の補助金の交付を受けていない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

2 前条第3項に係る補助の対象となる者は、市内において補助対象基礎充電設備を設置する者であつて、次の要件のいずれも満たす者とする。

(1) 次のいずれかを満たすこと

ア 補助対象基礎充電設備を設置する集合住宅の管理組合、又は集合住宅を所有する者若しくは使用の権原を有する者（国、地方公共団体を除く。）

イ アに規定する者から許諾を受け、第4項に規定する補助対象設備を設置し、所有するリース会社、カーシェアリング事業者等

- (2) この要綱の規定による補助を受けて導入した補助対象基礎充電設備を、第11条第2項に規定する処分制限期間を超えて使用することが可能であると認められる者
- (3) 札幌市税を滞納していない者
- (4) 補助対象基礎充電設備について本市の他の補助金の交付を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でない者

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの日に様式第1号による補助金交付申請書により、市長に交付申請をしなければならない。なお、ゼロエミッション自動車またはV2H充電設備の購入等、並びに基礎充電設備の設置後の申請は、当該購入等又は設置の日から原則60日以内に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交付申請が、各年度における予算に基づき市長が別に定める交付申請の受付予定額に達したときは、交付申請の受付を終了することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による交付申請が受付予定額に達した日に、複数の交付申請があった場合には、当該複数の交付申請について速やかに抽選を実施し、申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、第1項の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長に申し出たうえで、当該交付申請の内容を変更することができる。ただし、市長が交付申請の内容を変更させることが適当でないと認める場合には当該申出にかかわらず、当該交付申請の内容を変更させないで、次条第1項の規定による通知をすることができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、当該決定の結果を様式第2号による補助金交付・不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定をする場合において必要があるときは、補助金の交付目的を達成するために必要な限度において当該決定に条件を付することができる。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定対象者」という。）に対して予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- 2 第3条第1項及び第2項に係る補助金の交付対象となる経費は、補助対象自動車等の購入に要する費用（当該補助対象自動車等の本体価格に相当する費用に限る。）とし、補助金の額は、別表2に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の要件のいずれかを満たすと認められる場合に、補助決定対象者に対し、その購入自動車1台につき、前項の規定により算出した額に $\frac{3}{2}$ を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）を第1項に規定する補助金の額とすることができる。
 - (1) 補助対象自動車1台を購入するにあたり、高年式自動車（ゼロエミッション自動車以外の自動車であって、主として市内で1年以上使用しているものに限る。）を、令和7年2月19日以降に抹消登録等をし、実績報告書の提出と同時に自動車の抹消登録

を証明する登録事項等証明書を提出すること

(2) 電気自動車又は燃料電池自動車と、V2H充電設備の両方を1台ずつ同時に交付申請し、当該V2H充電設備の利用を、少なくとも補助対象自動車に係る第11条第2項に規定する処分制限期間において継続すること

(3) 次の要件のいずれも満たすこと

ア 補助対象自動車使用の本拠にある住宅（集合住宅にあっては、住居に供される区画）又は事業所において使用する電力について、再エネ100%プランを契約することにより調達すること

イ アの電力調達の期間は、補助対象自動車の登録等の日を含み、少なくとも4年間（1,460日）以上継続するものであること

ウ 補助対象自動車が電気自動車又は燃料電池自動車であること

4 第3条第3項に係る補助金の交付対象となる経費は、経済産業省補助金の補助対象経費と同一とし、補助金の額は、別表2の2に定めるとおりとする。

（補助金交付申請の内容変更及び中止）

第8条 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に第5条第1項の規定による交付申請の内容を変更しようとする場合において、重大な内容変更については補助対象自動車等の購入等又は補助対象基礎充電設備の設置を行う前に、その他内容変更については速やかに様式第3号による補助金交付変更等承認申請書を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付申請の内容変更の申請を受けたときは、その内容を審査し、承認の可否について様式第4-1号による補助金交付変更等承認・不承認通知書により補助決定対象者に通知するものとする。

3 補助決定対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた後に、補助対象自動車等の購入等又は補助対象基礎充電設備の設置を中止しようとする場合は、様式第3号による補助金交付変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを承認し、当該補助決定対象者に係る第6条第1項の規定による交付決定を取り消す旨を、様式第4-2号による補助金交付変更等承認通知書兼交付決定取消通知書により、補助決定対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 第3条第1項及び第2項に係る補助金の補助決定対象者は、補助金交付決定通知書が発行された日の翌日から起算し原則として、60日を経過する日又は当該通知を受けた年度の3月23日のいずれか早い日までに、様式第5号による実績報告書に別表1の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、60日を超える相当な理由がある場合はその他市長が必要と認める書類の提出を行う。

ただし、補助決定対象者がリース事業者であって、自動車等の購入等の前に交付申請をした場合には、第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた後、速やかに当該通知に係る補助対象自動車等を購入し、V2H充電設備にあっては当該設備を設置し、第7条第3項第1号の場合にあっては抹消登録等を行い、購入した当該自動車等を貸し渡したうえで、当該購入等又は当該抹消登録等の日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該通知を受けた年度の3月23日のいずれか早い日までに、様式第5-1号による実績報告書に別表1の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第3項に係る補助金の補助決定対象者は、当該通知を受けた年度の3月23日ま

で、様式第5-2号による実績報告書に別表1の2の関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項及び第2項の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、その報告内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号による補助金交付額確定通知書により当該補助決定対象者に通知した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部について期間を定めて返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 第7条第3項の規定による補助金の交付を受けたのち、同項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の全部又は一部の返還を求めるときは、様式第7号による補助金交付決定取消通知書兼返還請求通知書により通知するものとする。

- 3 市長は、第1項第3号の事由により既に交付した補助金の返還を求める場合は、別表3により算定した額を返還の額とする。

(財産処分の制限等)

第11条 補助決定対象者は、第9条第3項の規定により市長が交付した補助金に係る補助対象自動車等又は補助対象基礎充電設備（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助決定対象者は、取得財産を取得した日の翌日を起算日として、補助対象自動車の使用者にあつては4年間（1,460日）、V2H充電設備を取得した者及び補助対象基礎充電設備の設置を行った者にあつては5年間（1,825日）を経過する日まで（以下「処分制限期間」という。）は、市長の承認を受けないで、当該取得財産を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし、又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。また、処分制限期間内において、補助決定対象者が市外転出等した場合や、補助対象自動車の自動車検査証の使用の本拠の位置が市外の住所となった場合についても同様とする。

- 3 補助決定対象者は、処分制限期間内に前項の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ様式第8号による財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 市長は、前項の規定により承認申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、様式第9号による財産処分承認・不承認通知書により補助決定対象者に通知するものとする。

- 5 補助決定対象者は、第2項の規定による処分をしたときは、様式第10号による財産処分報告書に関係書類を添えて、市長に処分報告をしなければならない。

- 6 市長は、前項の規定による処分報告があつたときは、別表4に定めるところにより算定した額を様式第11号による補助金返還請求通知書により補助決定対象者に返還を求めることができる。

(調査に対する協力)

第12条 補助決定対象者は、この要綱に係る補助金の執行等に関し、市長が必要な調査を

しようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第13条 補助決定対象者は、補助対象自動車等の購入等又は補助対象基礎充電設備の設置に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え付け、第11条第2項に定める期間中は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 添付書類（第 9 条関係）

申請者		添付書類	
事業者 (法人)	・ 現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書の写し		
事業者 (個人 事業主)	・ 開業届の写し		
市民	・ 住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、 マイナンバーカードの表面の写し ※うちいずれか一つ		
リース 事業者	・ 現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書の写し ※リース事業者及び、使用者が法人の場合には使用者のもの ・ 開業届の写し ※使用者が個人事業主の場合には、使用者のもの ・ 住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、 マイナンバーカードの表面の写し ※うちいずれか一つ ※使用者が市民の場合には、使用者のもの		
共通	共通	1. 見積書（本体価格及びその値引きの額等が明記されているもの） 2. 補助金振込先（銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)が確認 できる書類 3. 札幌市以外から受ける補助金の交付額が分かる書類(交付決定通知等) 4. その他市長が必要と認める書類	
	車両を購入 する場合	1. 購入に係る契約書及び領収書の 写し 2. 自動車検査証及び自動車検査証 記録事項の写し	※第 7 条第 3 項第 1 号の要件に該 当する場合は、実績報告書の提 出時に自動車の抹消登録を証明 する登録事項等証明書などを提 出すること。 ※第 7 条第 3 項第 3 号の要件に該 当する場合は、再エネ100%電力 プランに係る電力需給契約を締 結していることが分かる書類を 提出すること。
	車両を所有権 留保付ローン 購入する場合	1. ローンに係る契約書及び領収書 の写し 2. 自動車検査証及び自動車検査証 記録事項の写し	
	リース事業者 が貸し渡すた めに購入する 場合	1. 賃貸契約書及び貸渡料金の算定 根拠明細書(補助の有無による それぞれのリース料金が分かる 書類)の写し ※必ず本市様式を用いること 2. 自動車検査証及び自動車検査証 記録事項の写し 3. 自動車借受書の写し（引き渡し 完了日がわかるもの）	
	V 2 H 充電設 備を購入する 場合	1. V 2 H 充電設備の写真及び保証書の写し 2. V 2 H 充電設備設置場所付近の見取図 3. V 2 H 充電設備を提出者以外が所有する土地又は建物に設置する場 合、その土地若しくは建物における、所有者の設置承諾書（原本）及 び賃貸借契約書等の写し	

※ 添付書類は、発行者の印影があるもので、年度内に発行されたものとする。ただし、開業届については、発行された年度を問わない。

別表１の２ 添付書類（第９条第２項関係）

申請者		添付書類	
集合住宅の所有者または使用権原を有する者	事業者	法人	・ 現在事項全部証明書又は、履歴事項全部証明書の写し
		個人事業主	・ 開業届の写し
	市民	・ 住民票の写し又は、運転免許証の表面及び裏面の写し、マイナンバーカードの表面の写し ※うちいずれか一つ	
マンション管理組合	・ 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（総会議事録等） ※書類作成日、マンション管理組合名、代表者名等記載されていること		
共通	1. 見積書（本体価格及びその値引きの額等が明記されているもの） 2. 補助金振込先（銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号)が確認できる書類 3. 札幌市以外から受ける補助金の交付額が分かる書類(交付決定通知等) 4. その他市長が必要と認める書類		
	経済産業省補助金を申請する場合	・ 経済産業省補助金確定通知書（写し） ・ 経済産業省補助金の実績報告時に提出した次の書類（オンライン申請・アップロード書類含む）一式（写し） ・ 公募兼交付申請書（写し）（経済産業省補助金交付申請書） ・ マンション等であることを証する書類（写し）（建築確認通知書、確認済証等） ・ 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（写し） ・ 充電設備の発注書、請求書（内訳書含む） ・ 充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書 ・ 充電設備設置工事实績申告（オンライン申請の場合） ・ （実績）充電設備（オンライン申請の場合） ・ 充電設備本体の保証書（写し）（発行されない商品の場合は不要） ・ 要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等） ・ 図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図） ・ 充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている、または理事会での合意がされていることを証する書類(写し) ・ 建物の所有者がわかる書類（写し）（登記事項証明書）	
	経済産業省補助金を申請しない場合	・ マンション等であることを証する書類（写し）（建築確認通知書、確認済証等） ・ 管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（写し） ・ 充電設備の発注書、請求書（内訳書含む）（写し） ・ 充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書（写し） ・ 充電設備本体の保証書（写し）（発行されない商品の場合は不要） ・ 要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等） ・ 図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図） ・ 充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている、または理事会での合意がされていることを証する書類(写し) ・ 建物の所有者がわかる書類（写し）（登記事項証明書）	

※ 添付書類は、発行者の印影があるもので、年度内に発行されたものとする。ただし、開業届については、発行された年度を問わない。

別表 2（第 7 条関係）

補助対象	電気自動車	燃料電池自動車	V 2 H 充電設備
補助対象経費	補助対象自動車等の購入に要する費用（※ 1）		
補助金額（※ 2）	定額100,000円 ただし、軽自動車は、定額50,000円	定額500,000円	値引後の本体価格に1/3を乗じて得た額。または上限150,000円のうち少ない額
補助対象者	事業者、市民、個人事業者、リース事業者	事業者、市民、個人事業者、リース事業者	事業者、市民、個人事業者、リース事業者
補助制限	本体購入価格（値引き後の税抜き額）が840万円以上の高額車両は補助の対象外とする。なお、バス及びトラックは除く		

※ 1 消費税額及び地方消費税額を除く、当該補助対象自動車等の本体価格に相当する費用に限る。

※ 2 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表 2 の 2（第 7 条関係）

補助対象	普通充電設備 充電用コンセントスタンド 充電コンセント
補助対象者	集合住宅の管理組合、集合住宅の所有者、使用権原を有する者など
1 基あたりの補助上限額	150,000円
補助対象経費	充電設備の購入費及び設置工事費（※ 1） （補助対象となる工事区分及び工事項目は経済産業省補助金と同一とする）
補助金基本額（※ 2）	他より受けようとする補助又は助成の額を補助対象経費から差し引いた残額に1/2を乗じて得た額

※ 1 消費税額及び地方消費税額を除く。

※ 2 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。値引き後の金額について明記。

※ 3 集合住宅 1 か所あたりの補助対象基数は最大 5 基までとする。

別表 3（第10条関係）

	第 7 条第 3 項第 2 号に掲げる要件に該当しなくなったとき	第 7 条第 3 項第 3 号に掲げる要件に該当しなくなったとき
要件に該当していた期間	補助決定対象者が補助対象自動車を取得した日から、同号の V 2 H 充電設備について第11条第 5 項の規定による処分をした日までの日数	補助決定対象者が補助対象自動車を取得した日から、同号アの電力調達を継続していたと認められる日（電力調達を継続しながら当該自動車を処分した場合にあっては、当該処分をした日）までの日数
返還額の算定式	補助対象自動車に係る補助金額×1/3×（処分制限期間の日数－要件に該当していた期間）÷処分制限期間の日数	

※ 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表 4（第11条関係）

	第 7 条第 3 項の規定による補助金の交付を受けたのち、当該補助対象自動車を処分した場合	
使用期間	補助決定対象者が当該取得財産を取得した日の翌日から第 5 項の規定による処分をした日までの日数	
返還額の算定式	取得財産に係る補助金額×（処分制限期間の日数－使用期間（※））÷処分制限期間の日数	

※ 千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。